



人事行政の運営などの状況を公表します

「鳩山町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、人事行政の運営等の概要をお知らせします。詳しくは、町ホームページに掲載します。
▶問合せ 役場総務課 職員担当 ☎ 296-1214

任免の状況（平成 28 年度）

新規採用	再任用		
5人	14人		
定年退職	勸奨退職	自己都合	その他
5人	1人	2人	1人

一般行政職の級別職員数（平成 29 年 4 月 1 日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
標準的な職名	主事補	主事	主任	主幹	課長補佐	課長
職員数	7人	20人	33人	17人	10人	12人
割合	7.1%	20.2%	33.3%	17.2%	10.1%	12.1%

※鳩山町の給与条例に基づく給料表の級別区分による職員数。

部門別職員数の状況（各年 4 月 1 日現在）

区分	部門	職員数		対前年増減数
		平成 28 年	平成 29 年	
一般行政部門	議会	2	1	△1
	総務	33	33	0
	税務	12	11	△1
	民生	14	14	0
	衛生	14	14	0
	農林水産	8	8	0
	土木	11	10	△1
小計	94	91	△3	
特別行政部門	教育	24	20	△4
	小計	24	20	△4
普通会計計		118	111	△7
公営企業等会計部門	水道	6	6	0
	その他	15	14	△1
	小計	21	20	△1
	合計	139	131	△8

※職員数は、一般職に属する職員数であり、再任用短時間勤務職員、組合派遣職員や臨時及び非常勤職員を除いています。

人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成 29 年 1 月 1 日)	歳出額 (A)	人件費 (B)	人件費率 (B / A)	(参考) 27 年度 人件費率
28 年度	14,165	5,162,600 千円	1,033,143 千円	20.0%	22.4%

※人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含みます。

職員の平均給料月額と平均年齢（平成 29 年 4 月 1 日）

区分	職員数	平均年齢	平均給料月額
一般行政部門	91人	41.4 歳	305,040 円
特別行政部門	20人	42.4 歳	303,088 円

職員の初任給（給料月額） 平成 29 年 4 月 1 日現在

区分	一般行政職	
	大学卒	高校卒
鳩山町	184,800 円	155,800 円
国	178,200 円	146,100 円

ラスパレス指数の推移（一般行政職）

平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
96.6%	95.6%	96.6%

職員手当（平成 29 年 4 月 1 日現在）

期末手当・ 勤勉手当	年間支給割合 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.70 月分
扶養手当	配偶者 10,000 円 配偶者以外（原則として） 子 8,000 円 その他 6,500 円 16 歳～22 歳加算分 5,000 円
住居手当	借家・借間（限度額）27,000 円
通勤手当	交通機関等の利用者（限度額） 55,000 円 交通用具使用者（限度額） 31,600 円
管理職 手当	課長：給料の 10% 課長補佐：給料の 8%
地域手当	6%
退職手当	自己都合 勸奨・定年退職 勤続 20 年 20.4450 月分 25.55625 月分 勤続 25 年 29.1450 月分 34.58250 月分 勤続 30 年 36.1050 月分 42.41250 月分 最高限度額 49.5900 月分 49.59000 月分

勤務時間その他の勤務条件の状況

勤務時間・休日（平成 28 年度）

勤務時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分 (うち休憩時間 60 分)
週休日	日曜日および土曜日
休日	祝日 (国民の休日に関する法律に規定する休日) 年末年始 (12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで)

年次休暇（平成 28 年度）

制度概要	1 年につき 20 日付与。 残日数は翌年に繰越が可能。 (20 日を限度)
------	--

行政 T o p i c s



役場の開庁時間
月曜日～金曜日
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
☎ 049-296-1211 (代表)

子育てに関する委員 公募

「鳩山町子ども・子育て会議」及び「鳩山町次世代育成支援対策地域協議会」委員募集

町では、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために設置した、子ども・子育て支援法に基づく「鳩山町子ども・子育て会議」と次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援対策地域協議会」の委員を公募します。

※2つの会議は、目的や内容などが重複する部分も多いため、併せて開催し、委員も兼務で委嘱します。

- ▶**応募資格** 次の①から④にすべて該当している方
①本町に、引き続き1年以上住所を有する方
②平成29年4月1日現在において、満20歳以上の方
③応募日現在において、本町の審議会等に2件以上の公募委員となっていない方
④審議会等への公募委員就任回数が原則として過去5回以上でない方

▶**募集人数** 4人（原則、男女2人ずつ）

▶**任期** 平成29年11月1日～平成31年10月31日

▶**報酬等** 会議1回につき6,000円

▶**応募方法** 役場健康福祉課（庁舎1階）・役場東出張所に備えてある応募用紙に必要事項を記入の上、10月27日（金）までに、前記のいずれかに提出してください（土・日曜日、祝日を除く）。郵送の場合は、健康福祉課あてに期限必着でお願いします。（電子申請可）

▶**委員の決定** ①応募者が定員に満たない場合は、応募資格を確認の上、原則として応募者を委員に決定します。②応募者が定員を超えた場合には、公開抽選により委員を決定します。

▶**公開抽選日** 10月31日（火）午前9時から 役場3階305会議室

▶**問合せ** 役場健康福祉課 子育て支援担当

TEL296-1241、FAX296-3390

〒350-0392 鳩山町大字大豆戸 184-16

ごみの搬入量が増えています

ごみの3Rの推進とごみ集積所の適正利用にご協力をお願いします

町では周辺の市町（鶴ヶ島市、毛呂山町、越生町）と共同で、ごみの処理を行なっています。埼玉西部環境保全組合の報告では、平成28年度と平成27年度の鳩山町の人口と燃やせるごみの搬入量を比較すると、人口は減少していますが燃やせるごみの搬入量は増えています。

平成28年人口は14,306人、平成27年人口は14,434人で128人減少しています（基準日4月1日。速報値）。一方、燃やせるごみの搬入量は平成28年度3,425.67トン、平成27年度3,370.44トンで55.23トン増加しています。

国では、3RであるREDUCE（リデュース：減らす）REUSE（リユース：再利用）RECYCLE（リサイクル：再資源化）を推進しています。町民の皆さまもごみの出し方をもう一度考えていただき、資源循環型のまちづくりにご協力をお願いします。



くりにご協力をお願いします。

また、ごみ集積所の利用にあたっては、地域の皆さまが適正に利用していただいているところですが、分別ができていなかったり、決められた日を守らない、事業系ごみが出されているなど、適正に利用されていない方も見受けられます。

ごみ集積所は、隣接地の方や清掃当番の方などのご理解をいただいて利用されておりますので、ごみの排出にあたり、分別や時間、指定日、事業系ごみの適正処分などにご協力いただきますようお願いいたします。

▶**問合せ** 役場生活環境課 ☎ 296-5894